

## 日本労働年鑑 第28集 1956年版

The Labour Year Book of Japan 1956

## 第三部 労働政策

## 第二編 政府の労働政策

## 第一章 労働法・労働行政

## 第二節 公共企業体労働関係法改正案

政府は昨年末から展開された国鉄、全通、全電通など公共企業体労働組合の闘争に対抗するため、公共企業体労働関係法の改正を考慮し、一月二五日、その要綱を決定した。いままで、公労法による仲裁々定は予算上、資金上実行不可能として政府により拒否されることが多く、事実上、最終決定としての仲裁々定は政府によってその精神が否定されてきたのである。このことは、とくに労働者がわの攻撃の中心点となってきたため、政府としては、公労法を改正してこの点の制約をとりのぞき、委員の任命なども政府のせん考による公益委員の任命を中心において、裁定そのものを政府に有利なように決定する改正方針をきめたのである。

改正案の骨子はつぎのとおりである(注をふくむ)。

## ◇委員会の統合

一、公共企業体等中央調停委員会と同仲裁委員会を統合して、公共企業体等中央労働委員会とする。

(注) 現行公労法による委員会は仲裁委(中立委員三名のみ)

中央調停委(労、使、公益各代表三名)および地方調停委(労、使、公益各三名)であるが、前二者を統合して公中労委とし、後者は公地労委に改める。

二、公中労委の委員は労、使、公益代表委員をそれぞれ三、三、五名とし、公益委員は労働大臣の作成した名簿の中から国会の同意を得て、総理大臣が任命するものとする。

(注) 現行法は仲裁委の委員は中央調停委員長が作成した名簿の中から労使の選定した者を自動的に政府が任命することになっており、仲裁委員の人選に政府の意思が関与する余地がない。

三、仲裁は公中労委の公益委員が行うものとする。

(注) 仲裁を公益委員のみで行うことは、現行法および労調法の建前と同じである。

## ◇仲裁制度の合理化

一、給与に関する仲裁をなすに当っては、次の事項を考慮すべき旨の規定を新たに設ける。

1、公企体の能率的な運営と公共福祉の増進 2、生計費ならびに一般の国家公務員と民間労働者の給与との適当な均衡 3、公企体等の財政状態 4、国の財政の健全性および国民経済に対する影響。ただしこれについて必要ある時は公中労委は政府の説明を求めうるものとする。

二、職員の給与水準は生計費または民間労働者の給与水準が著しく変動しないかぎり、みだりにこれを変動させないようにしなければならない旨の規定を設ける。

(注) この規定は公労法中には盛り込むことができないので五現業(郵政、林野、印刷、造幣、アルコール)については行政管理庁で立案中の「企業官庁職員給与特例法」案

(仮称)の中に規定し、三公社(国鉄、電電公社、専売)については同法案の付則において各公社法の中に規定するようにするものとする。

三、現行公労法第三十五条を改正して、予算上、資金上支出不可能な裁定は公労法第十六条により国会の承認があるまでは効力を発生しない旨を明確に規定する。

(注)現行法は「ただし、十六条に規定する事項について裁定が行われた時は、同条の定めるところによる」とのみ規定されている。

◇交渉単位制の廃止

交渉単位制度は廃止し、団体交渉は各組合がそれぞれ交渉委員会を設けて行うものとする。

(注)現行法では組合組織にかかわらず交渉単位が定められ、交渉単位を代表する交渉委員が団交を行うことになっているが、このような直輸入の不自然な制度は廃し、各組合の交渉権を認め、ただ交渉の秩序保持のため、あらかじめ交渉委員会を組合ごとに設けさせ、当局側交渉委員会と委員名簿を交換しておくこととする。

◇その他

一、労組法と公労法との関係を明確にするため条文整理をし、読替え規定を設けるものとする。

二、労働組合の資格審査を労働大臣が行うことをやめ、公中労委または公地労委にこれを行わせるなど審査手続を合理化する。

三、組合に加入できない者の範囲は政令で定めることをやめ、公中労委の決議により労働大臣が告示で定めることとする。

四、従来、不当労働行為の救済に関する手続規定が欠けていたので、労組法第二十七条の規定を準用して不備を補うものとする。

五、職員の給与は、組合員については、団交で定まり、組合に加入を禁止されている幹部職員らについては、一般職給与法で定められているため、不均衡が生じたので、その是正を図るものとする。

(注)これは前掲の「企業官庁職員給与特例法」案による。

六、このほか、他の規定の改正にともなう調整を行うものとする。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---